

忠岡町放課後児童健全育成事業運営管理等業務委託 公募型プロポーザル 実施要領

1 募集の趣旨・目的

忠岡町では、放課後児童健全育成事業の運営について、開設時間を現在の午後6時までから午後7時までに延長すること、並びに持続性のある安定した運営を目的として、民間事業者による事業運営を委託するため事業者の募集・選定を行う。

本実施要領は、本業務を受託する事業者を選定するにあたり、価格のみではなく業務実績等を総合的に判断して最適な事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な要件、手続き等を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

忠岡町放課後児童健全育成事業運営管理等業務委託

(2) 業務内容

別紙「忠岡町放課後児童健全育成事業運営管理等業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

ただし、契約締結日の翌日から令和6年3月31日までを本業務の委託準備期間とする。

(4) 予算規模

本業務に係る費用の上限は122,881千円とし、各年度の上限額は次のとおりとする。令和6年4月からの円滑な事業開始のため、令和5年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）成立前に公募を行います。同予算の成立を見なければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しない旨をご了承ください。

【内訳】	令和6年度	21,898千円
	令和7年度	23,147千円
	令和8年度	24,482千円
	令和9年度	25,912千円
	令和10年度	27,442千円

※本業務に係る消費税及び地方消費税は、非課税となる。

3 参加資格

参加事業者は、次に掲げる要件をすべて満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本業務の応募申請書等提出時において、忠岡町令和5・6年度物品・修繕・役務等入札参加資格者名簿に登録している者であること。ただし、当該登録を行っていない者であっても、次の各項目に掲げる書類を提出し、本町入札参加資格者としての基準を満たすことが認められる者については、当該登録を行っている者と同様の資格があるとみなす。

- ①登記簿謄本（現在事項証明書または、履歴事項証明書）
- ②取引先一覧及び会社概要
- ③直近年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）

- ④直近年度の国税の納税証明書（その3の3）
- ⑤印鑑証明書（証明年月日が参加申込書提出前3カ月以内）
- (3) 忠岡町物品・役務等関係指名停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は各要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (4) 忠岡町暴力団排除条例施行規則（平成24年3月2日規則第6号）第3条各号に該当すると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業の運營業務について、過去5年以内に、1つの地方自治体から1会計年度あたり、合計1支援以上の支援単位の運營業務を完了（一部完了を含む）した実績があり、かつ、その実績が通算して3年以上あること。
- (9) プライバシーマーク又はISO27001（ISMS）の認証を取得していること。

4 参加手続

- (1) 実施要領等の配布

令和5年12月18日（月）から、忠岡町ホームページに掲載

- (2) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：令和6年1月9日（火）午後5時まで

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出書類【各1部】

- ①忠岡町放課後児童健全育成事業運営管理等業務委託公募型プロポーザル応募申請書（様式1）
- ②会社概要（様式2）添付書類も含む
- ③放課後児童健全育成事業の運営実績（様式3）
- ④切手(244円)を貼付した長形3号の返信用封筒(返送先を記入したもの)
- ⑤「3 参加資格」(2)の「忠岡町令和5・6年度物品・修繕・役務等入札参加資格者名簿」に登録のない者にあつては、同項①から⑤に掲げる書類

ウ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便、期限必着）で提出すること。

但し、持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までの間に提出すること。

エ 提出場所：下記（3）のとおり

- (3) 担当部署及び問い合わせ先（提出先）

忠岡町教育委員会教育部生涯学習課（忠岡町文化会館内）

〒595-0813 忠岡町忠岡南1丁目18番17号

電話：0725-90-5300 FAX：0725-32-7819

Mail：tadaokashougai@town-tadaoka.jp

※上記、応募書類の作成、提出に関する費用は提出者の負担とする。

5 質問・回答

- (1) 受付期間：公募開始日～令和6年1月9日（火）午後5時 必着
- (2) 質疑方法：電子メール（到達確認の電話を行うこと。）にて提出すること。
- (3) 様式等：「質問書(様式10)」を使用し、次の点に留意して記載すること。

- ア 件名は「忠岡町放課後児童健全育成事業運営管理等業務委託に関する質問」とすること。
- イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、及び電子メールアドレスを記載すること。
- ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4) 回答期限：令和6年1月12日(金)

- (5) 回答方法：忠岡町ホームページに掲載し、個別には回答しない。
また、原則、公募プロポーザルの参加資格がある者の質問内容のみ回答する。

6 一次審査（参加資格審査）

参加資格を満たした参加者が提出した書類により参加資格要件を満たしているかどうかを審査する。この結果、参加資格がないと認めた場合は失格とする。

- (1) 通知日：令和6年1月12日(金)
- (2) 通知方法：全応募者に書面により通知する。
- (3) その他：参加資格要件を満たしている応募者には今後の日程を併せて通知するので、通知文に記載の期日までに「8 企画提案書等」を提出すること。

7 現地見学会

- (1) 開催日時：令和6年1月9日(火)～令和6年1月12日(金)までのうち指定する時間（30分～1時間程度を想定）
- (2) 開催場所：忠岡町留守家庭児童学級（東忠岡小学校内）
- (3) 申込方法：児童学級の見学を希望する場合は、令和5年12月28日(木)17時までに参加申込書（様式任意：会社名、連絡先、出席者名を記載すること。）を作成し、教育委員会生涯学習課（忠岡町文化会館内）に電子メール（到達の確認を行うこと。）にて提出すること。
- (4) 留意事項：見学時の質問については、「5 質問・回答」に則り質問すること。
また、当日の出席者は最大2名までとする。

8 企画提案書等

- (1) 提出書類
応募書類等一覧（別表）に掲げる書類（但し、様式1、2、3は除く）
- (2) 提出部数
原本1部及び写し6部
- (3) 企画提案書等の作成方法
忠岡町放課後児童健全育成事業運営管理等業務企画提案書等作成要領のとおり。
- (4) 提出された企画提案書等の取扱い
 - ア 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。
 - イ 採用された企画提案書等に対し、公文書公開請求があった場合は、忠岡町情報公開条例に基づき、特定の内部管理情報や個人情報などを除いて、原則公開することとする。
 - ウ 提出のあった企画提案書等は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
 - エ 提出された企画提案書等は返却しない。
 - オ 企画提案書等の著作権は、提出者に帰属する。

カ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提出者が負う。

(5) 留意事項

ア 企画提案書等の作成、提出に関する費用は、提出者の負担とする。

9 スケジュール

日 程	内 容
令和5年12月18日(月)	・ 公告（実施要領、仕様書等の配布） ・ 質問受付開始
令和6年1月9日(火) 午後5時まで	・ 応募書類提出期限 ・ 質問受付終了
令和6年1月9日(火)から 令和6年1月12日(金)まで	・ 一次審査（参加資格審査） ・ 現地見学会
令和6年1月12日(金)	・ 質問回答期限 ・ 応募事業者の資格の確認結果及び今後の日程通知
令和6年1月下旬（予定）	・ 企画提案書等提出期限
令和6年2月上旬（予定）	・ 事業者プレゼンテーション及び審査
令和6年2月上旬（予定）	・ 優先交渉権者の決定、審査結果通知
令和6年2月上旬（予定）	・ 契約締結
令和6年4月1日（月）	・ 運営管理等業務委託開始予定

10 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。時間、場所については、別途通知する。

(3) 評価方法

企画提案書、委託料見積書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて評価する。

(4) 候補者の選定方法

ア (3) の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 参加事業者が1事業者である場合においても、上記方式による評価を行います。なお、選定の結果、提案が一定の基準に満たないと判断された場合は候補者の決定を行わないこともあります。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

- ウ 価格提案書の金額が 2（4）の予算規模を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

11 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目を忠岡町ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

各参加者の総合評価点及び選定の結果

12 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と忠岡町との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整合した場合、委託契約を締結する。
- (2) 受注者は契約金額の 100 分の 10 の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、忠岡町契約規則（平成 11 年 3 月 30 日規則第 7 号）第 43 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

13 委託準備期間

契約締結の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間を委託準備期間とし、契約書（本実施要領、仕様書等含む）に定める委託内容を円滑に実施するため、町からの引継ぎ（育成支援を含む）、支援員等の確保、保護者、忠岡町留守家庭児童学級、忠岡町立小学校、地域及びその他関係機関との連携体制の確立、組織体制（指揮命令系統等）の確立、各学級（備品等）の確認等を行うこととする。

なお、委託準備に要する費用は委託事業者が負担することとする。

また、平成 27 年 3 月 13 日付雇児育発 0313 第 13 号「放課後児童健全育成事業の届出について」に基づき、忠岡町に放課後児童健全育成事業開始届等を届け出ること。

14 その他

- (1) 忠岡町放課後児童健全育成事業運営管理等業務委託公募型プロポーザル応募申請書（様式 1）の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式 11）により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び収支計画書（見積書）については、1 者につき 1 提案に限る。
- (3) 忠岡町放課後児童健全育成事業運営管理等業務委託公募型プロポーザル応募申請書（様式 1）を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、町から指示があった場合を除く。（提出期限内の差替え、再提出は可能とする。）
- (4) 忠岡町放課後児童健全育成事業運営管理等業務委託公募型プロポーザル応募申請書（様式 1）を提出した後、町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提出者の負担とする。

また、プレゼンテーションにおける機材その他は、原則として、提出者が準備するものとする。ただし、投影用のスクリーンについては町が準備する。

(6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(7) 提出書類について、町が定める様式(様式1～11)を使用していない場合は、無効とする場合がある。

(8) 業務運営に当たっては、本実施要領及び仕様書のほか、放課後児童健全育成事業に係る関係法令を遵守しなければならない。

(別表)

応募書類等一覧

番号	書類名
1	忠岡町放課後児童健全育成事業運営管理等業務委託公募型プロポーザル応募申請書（様式1）
2	会社概要（様式2） 【添付書類】 ・事業者の基本財産、業務内容の詳細、活動実績等のわかる書類（パンフレット可） ・国税及び地方税を滞納していないことがわかる書類（写し可） ・商業登記簿謄本（3ヵ月以内のもの（写し可）） ・忠岡町入札参加資格審査申請書受付番号が記載されたもの（写し可） 登録がない場合は、実施要領「3 参加資格（2）の①～⑤を添付すること。 ・プライバシーマーク又は ISO27001/ISMS の認証取得を証する書類の写し（有効期限内のもの）
3	放課後児童健全育成事業の運営実績（様式3）
4	【企画提案書】受託体制に関する提案書（様式4）
5	【企画提案書】支援員等の人材確保、資格等、指導・研修計画等に関する提案書（様式5）
6	【企画提案書】支援員等の雇用形態等に関する提案書（様式6）
7	【企画提案書】保護者等との連携体制及び危機管理体制（不測の事態発生時等）に関する提案書（様式7）
8	【企画提案書】放課後児童健全育成事業実施に関する独自提案等（様式8）
9	委託料見積書（様式9）
10	質問書（様式10）
11	辞退届（様式11）

(別紙) 評価基準

項 目	審 査 基 準	配 点
事業者の評価	運営実績 (様式 3) 受託体制 (様式 4)	20
支援員等の人材確保等 に関する評価	人材確保 (様式 5) 雇用形態 (様式 6)	30
事業運営に関する評価	保護者等との連携体制 (様式 7) 独自提案 (様式 8)	30
価格評価	委託料見積書 (様式 9)	20
合 計		100